

第4次焼津市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



令和3年3月



焼津市
焼津市社会福祉協議会



計画の基本理念

令和3年度から令和8年度までの、本計画の基本理念を



地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり



と決めました。

この基本理念には、

若い人も高齢の人も
心身に障害がある人や健康に不安がある人も
単身世帯の人も三世帯同居の人も
誰もが地域で助け合い、支え合いながら、安心して、
その人らしく「ふだんどおりの暮らし」「ふつうの暮らし」ができるよう、
“安心というしあわせ”にあふれた焼津市を創り続けましょう

そんな思いを込めています。

なお、本計画の推進に当たって、国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）に関連付け、意識しながら持続可能なまちづくりを目指していきます。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」は、地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指す「地域共生社会」の確立と共通する目的があります。

関連するSDGs



地域福祉って何だろう…

年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を送るため、地域住民や事業者、市その他関連機関が、相互に協力し、補い合うことを「地域福祉」といいます。地域福祉には、一人ひとりが、ふだんの暮らしの中で幸せを感じることができる地域を作っていくという意味が込められています。

これからも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進める必要があります。



地域共生社会の実現

子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を醸成し、誰もが住みよいまちづくりを目指すものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の法的な位置付け

地域福祉計画

地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市が策定する行政計画であり、社会福祉法第 107 条に規定されています。



地域福祉活動計画

社会福祉法第 109 条の規定に基づき、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるために焼津市社会福祉協議会が中心となって策定する住民福祉活動の計画です。

計画の基本目標と具体的な取り組み

基本目標 1 共生の意識づくり・人づくり

地域住民がともに支え合い、地域をともに創る「地域共生社会」を実現するためには、市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、互いの個性や課題を理解し、尊重し、思いやることのできる福祉の心を育てていくことが必要です。

そのため、学校における福祉教育や各種講座、イベントにおける啓発・人材育成等、幼少期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた福祉教育の機会を提供し、「共生の意識づくり・人づくり」を推進します。

1 福祉教育の推進

具体的な事業

- 小・中学校における福祉教育
- 福祉教育実践校連絡会の開催
- 楽しく学ぶ「ふくしのススメ」の開催
- 出前講座
- 認知症サポーターの養成
- 手話通訳者の育成

2 互助意識の醸成

具体的な事業

- 社会福祉大会の開催
- 地域活動支援センターの活用
- 「障害者週間」の啓発広報
- 権利擁護制度の利用推進・周知
- 焼津市「福祉を育てる市民運動」推進協議会主催事業

3 人材育成 (地域の担い手、ボランティアなど)

具体的な事業

- 広報誌、チラシを使った啓発活動
- ボランティア養成講座
- ふくしの広場ボランティアビューローの機能の充実
- 青少年ボランティア人材バンク
- 市民協働人材育成講座
- ボランティア相談
- わんぱく寺子屋事業

基本目標 2 地域のきずなづくり

障害の有無や年齢、要介護状態、世帯構成（ひとり暮らし、高齢夫婦世帯など）などで、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、一人ひとりが生きがいと役割を持って、地域づくりに参画し、地域全体で支え合うことが必要です。

そのため、地域住民が主体となって行うささえあい活動やボランティア活動を支援し、「地域のきずなづくり」を推進します。

1 小地域福祉活動への支援・活性化

具体的な事業

- 地域福祉推進委員会の支援
- 職員の地区担当制
- 高齢者あんしんサポート事業
- ふれあいネット
- 民生委員・児童委員の活動環境の整備と活性化
- 世代間交流
- 地域の人々に学ぶ事業
- 赤い羽根共同募金助成
- 歳末たすけあい募金助成

2 地域ネットワークの構築と周知

具体的な事業

- 生活支援体制整備事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業

3 住民活動の支援

具体的な事業

- 「居場所づくり」の推進
- 地域ふれあいサロン推進事業
- おもちゃ図書館運営支援
- さわやかクラブ活動への支援

4 防災・防犯活動の促進

具体的な事業

- 防犯・交通安全関連団体との連携強化
- 高齢者等の見守りネットワーク
- 園児等の安心安全のための職員向け防犯講座
- 自主防災会の体制強化
- 市民防災リーダー育成講座
- 災害ボランティア本部開設と運営
- 避難行動要支援者への支援
- 志太榛原地区社会福祉協議会との連携

5 福祉団体、市民グループの活動の促進

具体的な事業

- 市民公益活動事業費補助
- 福祉関係団体への活動助成
- シルバー人材センターの支援
- ボランティア連絡協議会運営支援

基本目標 3 地域福祉のしくみづくり

家族形態の多様化や地域の付き合いの希薄化、個人主義・プライバシー意識の浸透、社会状況の変化等により、地域の生活課題は多様化、複合化しており、支援を必要とする人も、障害者や高齢者、子ども・子育て家庭、生活困窮者といった区分けの対応では、解決が難しくなっています。また、問題を抱え込み、問題を潜在化、重度化させるケースもみられます。

そのため、包括的な相談支援体制を推進することにより、様々な相談を受けても支援につながられるよう、関係機関との連携の拡充・強化を進め、「地域福祉のしくみづくり」を推進します。

1

福祉施策実施体制の充実

具体的な事業

- 庁内連携体制の構築
- 包括的な支援体制の構築
- 生きるを支えるやいづきずなプランネットワーク会議・推進対策本部会議
- 地域ケア会議及び地域ケア推進会議の推進
- 貸付事業（生活福祉資金・小口福祉資金）
- 援護事業（旅費欠援護、火事罹災者援護）

2

包括的な相談支援体制の充実

具体的な事業

- 相談支援
- 子育て支援センター
- 子育てコンシェルジュ等による多様かつ総合的な子育て支援
- 子育て世代包括支援センター
- 自立相談支援事業
- 生きる支援総合窓口の設置
- 障害者基幹相談支援センター
- 地域包括支援センターによる高齢者の総合相談
- ひとり暮らし高齢者あんしん相談事業
- 外国人のための相談体制の充実
- 権利擁護センター
- こども家庭相談
- 女性相談
- ふくしなんでも相談
- 障害者の相談支援

3

福祉サービスの充実

具体的な事業

- 介護入門的研修
- 焼津市障害者自立支援ネットワーク
- 会食型給食サービス事業
- 放課後児童クラブ
- 障害福祉サービスの提供
- 日常生活自立支援事業
- 福祉車両の貸出
- 生きがい活動支援通所事業
- 地域包括支援センターによる支援
- 高齢者等福祉サービスの提供
- 外出時の移動支援事業
- 移動支援

4

重点的な対応が必要な市民への支援強化

具体的な事業

- ニートや引きこもりの人の社会参加促進
- 家庭・子ども支援事業
- 学校運営協議会
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活困窮者の自立相談体制の構築
- 経済的困窮家庭への就学費用等の支援
- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援
- 居住の安定の確保
- 外国人児童生徒教育支援事業
- 外国人住民の地域活動への参加促進
- 保護司の活動支援

5

情報提供の充実

具体的な事業

- 地域福祉の事業、活動、サービスの情報提供の充実
- 市・社会福祉協議会ホームページの充実
- 多言語での情報提供
- やいちゃんのAI総合案内（チャットボット）の活用
- LINEによる情報発信
- 点字広報・声の広報の発行
- 市ホームページや広報紙を活用した関連情報の発信
- 『社協やいづ』の発行

成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

近年、本市においても支援の必要な市民が増えていることから、適切に成年後見制度などへつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の第5章にその施策を盛り込むこととしました（この章を「第1期焼津市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けています）。

重点取組 1 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

本市では、令和2年5月18日に焼津市成年後見支援センターを開所しました（運営は、焼津市社会福祉協議会に委託しています）。今後、市の福祉所管部署と焼津市成年後見支援センターを、成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークの中核機関として位置付けていきます。

焼津市成年後見支援センターの機能と取り組み

① 広報機能

- 講演会、研修会の実施
- ホームページ作成・広報紙への掲載
- チラシを作成し、関係機関に配布

② 相談機能

- 相談窓口の常設
- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が開催する、権利擁護方針等の検討会議への参加

③ 成年後見制度利用促進機能

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催
- 市民後見人養成講座（基礎講座・実務講座）修了生のフォローアップ研修への参加促進、実務経験の場の確保、活動支援

④ 後見人支援機能

- 相談窓口の常設
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人等の追加・交代を検討する必要がある場合のケース会議の開催

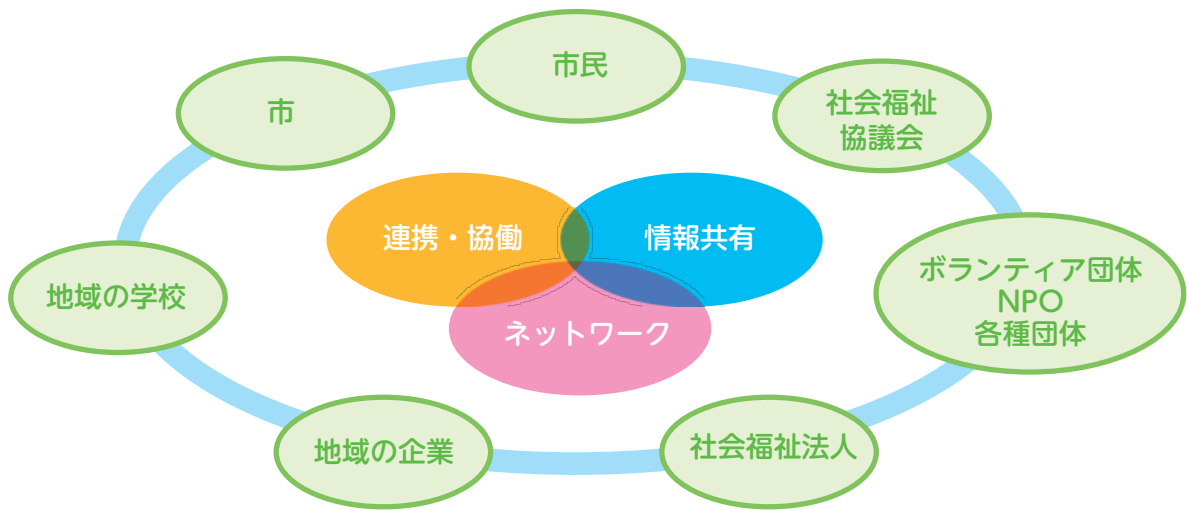
重点取組 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- 法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、社会福祉協議会などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。
- 段階ごとに関係機関が参集し、それぞれの役割を明確にして、本人をチームで支援できる体制を整えます。特に、低所得者やひとり暮らし等、地域社会からの孤立のリスクが高い人のニーズを的確に把握できるよう、関係機関が課題を共有し、権利擁護のための連携を図っていきます。



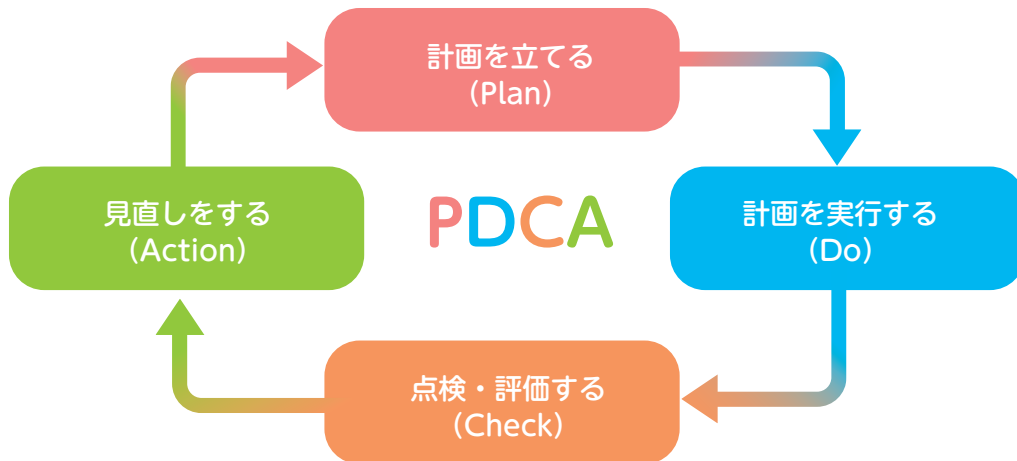
計画の推進

計画の推進に当たるのは、市や社会福祉協議会だけではなく、地域で生活する皆さんや地域福祉を担う各主体が連携を取って協働し、それぞれの強みを生かして補い合いながら地域福祉の実現を目指していきます。



計画の進行管理体制（PDCA サイクル）

進行管理は「計画を立てる (Plan)」→「計画を実行する (Do)」→「点検・評価する (Check)」→「見直しをする (Action)」の、いわゆる PDCA サイクルに基づいて行い、定期的・継続的に改善をしながら計画を進めていきます。



第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

～地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり～

■ 発行：

焼津市健康福祉部地域福祉課
〒425-8502 焼津市本町5-6-1
TEL 054-626-1127
FAX 054-626-2189

社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会
〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目2-2
TEL 054-621-2941
FAX 054-626-0573

■ 発行年月：令和3年3月